

介護福祉士等修学資金貸付制度

～介護福祉士等修学資金貸付制度とは～

介護福祉士養成施設の学生へ、学費をサポートする制度です。特徴として、介護福祉士養成施設を卒業後、国家試験に合格し、都内の指定施設にて介護業務等を5年間継続した場合には、修学資金の返還が全額免除されます。

対象者の条件

- ①都内在住または都内の介護福祉士養成施設に在学
- ②卒業後に都内指定施設で介護業務に就く意思がある
- ③学業優秀または介護職への意欲と向上心がある
- ④経済的な援助を必要としている
- ⑤他県が実施する同種の修学資金を借りていない

貸付額

無利子

修学資金：月額5万円以内で選択
(貸付期間は養成施設の修業年限まで)
入学準備金：20万以内(任意)
就職準備金：20万以内(任意)
国家試験受験対策費用：4万円以内(任意)
※その他、生活加算費あり

返還免除

以下のすべてを満たす場合、返還免除されます

- ①養成施設卒業の日から1年以内(国家試験不合格の場合には3年以内)に国家資格を取得・登録
- ②都内の指定施設(例：特別養護老人ホームなど)に就職し、5年間継続して介護業務等に従事する

他の奨学金との併用

日本学生支援機構の奨学金及び、日本政策金融公庫の教育ローンとの併用は可能です。ただし、借入金額の上限などの条件があります。

申し込みから返還免除までの流れ



- ※申込時期は入学前の3月(初回交付4月)入学後の4月(同6月)・9月(同10月)の3回です。
- ※申込みは入学予定・在学中の養成施設を經由して行ってください。
- ※貸付金は年2回、前期・後期に分け6ヶ月分ずつ交付されます。
- ※養成施設を退学、卒業後3年以内に国家資格を取得できない場合、もしくは条件を満たさず介護職を辞めた場合には全額返還の必要があります。

上記の内容は2017年度入学者の例です。
ご入学される年度によって条件が異なる場合がありますのでご注意ください。